

(請求人様)

名古屋市監査委員 中 里 高 之
同 橋 本 ひろき
同 黒 川 和 博
同 小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 2年 3月24日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、瑞穂区役所における壁面広告掲出事業に関する契約について、掲出されている広告の内容が名古屋市広告掲載要綱第 4条第 5号に反するものであると主張し、広告の掲出差し止め及び契約の解除を求めるものであると思料する。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、請求の対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、具体的に特定したうえで、当該財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならない、当該財務会

計行為等が、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬとされている。

本請求において、請求人は、財務会計行為である契約についての違法性及び不当性を何ら主張しておらず、広告内容が名古屋市広告掲載要綱に反していると主張しているにすぎない。また、請求人は、本市に与えている損害についても何ら主張していない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)